

入構許可の申請資格、許可証等の交付申請手続き及び許可期間（別表1）

2024年4月1日（2023年12月1日改正）

| 入構区分の種類 | 許可証等 | 申請者の別 | 申請資格 | 申請手続き | 入構整理料 | 申請先 （許可証等の 交付者） | 許可期限 | 留意事項 |
|---------|---------|-------------|--|------------------------------------|----------|--------------------------------|--------------------|---|
| 一 定期入構 | 定期入構許可証 | | 1 やむを得ない事由で公共交通機関での通勤通学困難である役職員又は学生等で、次の各号のいずれかに該当する者 なお、役職員は、自動車による本学への通勤届を提出している者 | | | 交通担当事務室 ※交付許可は、申請後大学営業日10日後 | 許可の年度の末日までを限度として指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・証明書類は、発行後1カ月以内で、利用期間中の証明がある書類を提出すること。 ・学生は、学生証、担当教授承認書類、車検証の名義が本人、親族名又は所属機関名である書類及び臨時入構の利用制限日数を超える理由を記入し提出すること。 ・東山地区非常勤講師は、利用期間中の授業スケジュール等（公的もしくは名古屋大学ポータル等に掲載されているもの）を提出すること。 ・次年度の申請は別に定める。 ・医師の発行による診断書（母性健康管理指導事項連絡カード含む）で、治療期間、公共交通機関が利用できず自動車による通勤通学が必要であることの記載がある書類を提出すること。 ・利用期間は、診断書記載の治療期間のみとする ・本学指定の四輪区域図▼に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。 ・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・学生は、担当教授を通じ、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・本学指定の証明書（様式を提出すること）。 ・保育園または年間を通し預かり保育がある保育機関で、自動車での送迎が認められていること。 ・大学敷地境界から400m以上の居住地にあること。自宅位置がわかる地図を添付すること。 ・やむを得ない事由で公共交通機関での通勤通学困難であり、随時自動車を利用しなければならない理由を詳細に明記すること。 |
| | | ・役職員 ・学生 | 一 名古屋大学の役職員・学生で身体障害、疾病等により自動車によらなければ通勤又は通学が困難な者 | 名古屋大学名古屋大学東山地区入構申請管理システム（学内） | 1,500円/月 | | | |
| | | ・役職員 ・学生 | 二 東山地区の役職員・大学院博士課程後期課程の学生で総長が別に定める区域外（交通機関等による通勤又は通学の所要時間が50分以上）に居住する者 | ・学生 別に定める名古屋大学東山地区定期入構手続きをすること。 | | | | |
| | | ・役職員 ・学生 | 三 名古屋大学の役職員・大学院博士課程後期課程学生等で教育研究その他業務上の理由により、随時自動車を利用することが必要であると部局長が認めた者 | | | | | |
| | | ・役職員 | 四 東山地区役職員（非常勤講師を除く）で保育園等の送迎が必要があると認められる者 | | | | | |
| | | ・役職員 | 五 上記以外の理由で、東山地区への研究その他業務上の理由で自動車通勤を希望する者 | | 5,000円/月 | | | |
| | | | 六 随時自動車を利用することが必要であると名古屋大学キャンパスマネジメント推進本部会議が認めた者 | | | | | |